

# 同窓会関係

## I 同窓会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は岡山県立岡山南高等学校同窓会と称する。

#### (目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を主とし、施設の助成等母校の発展を支援することを目的とする。

#### (事務局)

第3条 本会は事務局を岡山県立岡山南高等学校誠友会館内に置く。

### 第2章 会員

#### (会員)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 通常会員 同校卒業生及びびかつて在学したもので、会員2名以上の推挙により会長の承認を得たものとする。
- (2) 特別会員 同校現旧職員及び母校関係者で会長の推薦によるものとする。

#### (異動の報告)

第5条 会員は住所職業に異動があったときは、そのつど本会事務局に報告する。

#### (除名)

第6条 本会の会員中、会の体面を汚す行為があった者は、常任幹事会の決議により除名することができる。

### 第3章 役員

#### (役員)

第7条 本会は次の役員をおく。

- |          |     |         |     |           |     |
|----------|-----|---------|-----|-----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  | (2) 副会長 | 若干名 | (3) 執行部委員 | 若干名 |
| (4) 常任幹事 | 若干名 | (5) 監事  | 2名  | (6) 事務局員  | 若干名 |

#### (名誉顧問・顧問・参与)

第8条 本会は名誉顧問・顧問及び参与をおくことができる。

- (1) 名誉顧問は、特に本会の発展に寄与したもの。
- (2) 顧問は、永く役員として本会の発展に寄与したもの。
- (3) 参与は、特別会員のなかで永く本会の業務に従事し、特に貢献のあったもの。なお、名誉顧問・顧問及び参与は、執行部会で原案をつくり、常任幹事会の承認を経て、会長が委嘱する。

#### (役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次の通り定める。

- (1) 会長は会務を総理し会議の時は議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に差し支えのあるときは会務を代行する。
- (3) 執行部委員は議題を検討・審議し、常任幹事会に提案する。
- (4) 常任幹事は会長の命により会務を処理する。

#### (役員を選出)

第10条 役員を選出については、次の通り定める。

- (1) 本会の会長、副会長は執行部会で原案をつくり、常任幹事会において選出し、総会の承認を得る。
- (2) 執行部委員、常任幹事、監事、事務局員は会長がこれを指名する。

#### (役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2ケ年とし再任をさまたげない。

### 第4章 会議

#### (会議)

第12条 本会の会議は次の通りである。

- (1) 総会は特別の場合を除いて毎年開く。なお、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- (2) 執行部会及び常任幹事会は、必要に応じて開く。

#### (総会、執行部会及び常任幹事会)

## 第13条

- (1) 定時及び臨時総会は会長がこれを招集する。なお、常任幹事会の決議により招集することができる。
- (2) 執行部会及び常任幹事会は会長がこれを招集する。なお、常任幹事半数以上の賛成を得て招集することができる。

### (総会の承認事項)

第14条 総会で行なうべき事項は次の通りである。

- (1) 会務ならびに会計報告
- (2) 役員の承認
- (3) 会則変更
- (4) その他必要事項

### (決議)

第15条 各会とも出席者の2分の1以上の賛成者がいなければ決議することはできない。

## 第5章 会 計

### (経費)

第16条 本会の経費は入会金、事業収入及び寄付金を以てあてる。

### (会費)

第17条 本会の入会金は卒業時に終身会費として納入するものとする。

### (会計年度)

第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月末に終わる。

## 第6章 事務局

### (事務局)

第19条 本会の事務局には、庶務担当と会計担当を置く。

### (事務局の任務)

第20条 本会の会計および庶務を担当する。

## 第7章 支 部

### (支部)

第21条 本会は会員の在住地域及び職場の便宜により支部を設けることができる。

### (支部規約)

第22条 支部は規約を設け支部会員名簿をそえて事務局に届けなければならない。

### (連絡・報告)

第23条 支部は本会との連絡を密にし、集会ならびに活動状況を事務局に報告しなければならない。

## 第8章 改 正

### (改正)

第24条 本会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により一部改正施行することができる。

一部改正 昭和 31年12月10日  
昭和 37年09月16日  
昭和 47年11月20日  
昭和 52年08月29日  
昭和 56年04月01日  
平成 10年10月25日  
平成 27年10月03日

### 附則

本会則は 平成 15年10月25日より施行する。